

む	ら	た	ま	ち
議	会	だ	よ	り

The Murata Town Council Newsletter

Vol.64 平成19年 12月定例会
[2008.2.1]

平成20年 新春御顔合わせ会

謹賀新年
2008



— 平成20年 新春御顔合わせ会 —

12月定例会 一般会計、3億7千451万6千円を増額

地方債の借換債として、 3億8千150万円を計上

平成19年第8回定例会

12月定例会は、12月12日から13日までの2日間の会期で行われました。この定例会には、先ず専決処分として一般会計補正予算が800万円の増額になり、民話の里物産館災害復旧事業費を措置しました。続いて、指定管理者の指定の議案が提案され、村田町物産交流センター、村田町野外活動センター、姥ヶ懐民話の里ふるさとおとぎ苑の3ヶ所について、財団法人村田町ふるさとリフレッシュセンターを指定管理者に指定をしました。続いて、6年ぶりに値上げになった村田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、町税条例、乳幼児医療費の助成、デイサービスセンター、下水道の各条例の一部改正条例が提案され、また、平成19年度一般会計補正予算、3会計の特別会計補正予算、企業会計補正予算が提案され、慎重に審議した結果いずれも可決されました。更に、監査委員の選任の件と指名外し損害賠償に関する調査特別委員会の設置についての案件が審議され、同意・可決されました。また、一般質問は、7人の議員が行いました。

予 算

一般会計補正予算 3億7千451万6千円を追加

町の一般会計補正予算は、3億7千451万6千円を追加補正し、総額53億8千294万6千円とするものです。今回の主な補正は、政府資金から借りて高い高利率7%から5%までの地方債を、低利率の地方債に、3億8千150万円分を借り替えるものです。歳入として、地方交付税が1千973万3千円の増、国庫支出金が1千60万1千円の減、県支出金が821万2千円の増などです。歳出の主なものは、借換債の公債費(償還額)が3億8千150万円、人事院勧告による人件費のアップ分、弁護士委託料105万円、心身障害者医療費助成560万2千円、除雪委託料200万円、道路維持費関係で295万2千円、市町村道整備事業費で2千910万8千円の減、公共土木施設災害復旧費で2千286万2千円の減などです。

【討論なし・原案可決】

特別・企業会計予算



道路の除雪状況

各会計の補正是、表のとおりです。国民健康保険では、保険給付費の高額療養費として1千16万7千円の増額が主なもので、介護保険では、居宅介護サービス給付費を減額して、地域支援事業費の包括的支援事業費として同額の1千32万1千円を組み替えたものです。公共交通水道では、町債としての、公共下水道事業借換債で1億6千210万円、流域下水道事業、資本費平準化債のそれぞれの借換債で9千980万円が主なもので、上水道事業会計では、資本的収入で企業債が5千220万円、資本的支出で企業債償還金5千247万3千円で借換債が主なものです。

各種会計予算補正額

(単位:千円)

会計名	補正前	補正額	補正後
一般会計	5,008,430	374,516	5,382,946
国民健康保険	1,210,235	12,222	1,222,457
介護保険	894,248	0	894,248
公共下水道	501,951	262,045	763,996
上水道事業			
(収益的収支)	535,658	2,725	538,383
(資本的支出)	162,670	52,473	215,143

こんなことが決定されました。

指定管理者の指定

■指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、村田町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定をするもの。

▽指定管理者の指定をする施設

①村田町物産交流センター

②村田町野外活動センター

③姥ヶ懐民話の里ふるさとおとぎ苑

▽指定管理者に指定する団体

3施設とも、財団法人村田町ふるさとリフレッシュセンター

▽指定する期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

【討論なし・原案可決】

条例

■郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が、平成19年10月1日から施行されたことに伴い、関係条例の整備（文言の改正や整理）を行なうものです。関係条例は次のとおりです。

①政治倫理の確立のための村田町長の資産等の公開に関する条例

②村田町情報公開条例

③村田町個人情報保護条例

④村田町印鑑の登録及び証明に関する条例

⑤村田町手数料徴収条例

以上、五つの条例です。

【討論なし・原案可決】

■村田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の給与に関する法

律が人事院勧告どおり改正さ

れたことにより、国に準じた條

例の改正を行うものです。改正

の主な内容は次のとおりです。

①国に準じた改正は平成19年

4月1日に遡及して実施。

②民間との格差0・35%を解消

するため、初任給を中心とした

若年層の俸給月額の引き上げ。

③扶養手当月額6千円を6千

5百円に引き上げ。

④勤勉手当を年間で0・05月分

引き上げ。

【討論なし・原案可決】

■村田町税条例の一部を改

正する条例

軽自動車税の納期を自動車

税の納期と同月にするものです。改正により、納期は5月1日から同月31日までとなります。

【討論なし・原案可決】

■村田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正す

る条例

医療費の助成について、これま

では外来・入院とも無料、3歳

から6歳到達年度末までは入院

のみ無料であったものを、6歳到

達年度末まで外来・入院とも無

料とするものです。

実施は平成20年4月1日から。

【討論なし・原案可決】

■村田町下水道条例の一部を改正する条例

介護保険法の一部改正及び障

害者自立支援法の施行に伴い條

例中の用語等の整理をするも

のです。

①国に準じた改正は平成19年

4月1日に遡及して実施。

②民間との格差0・35%を解消

するため、初任給を中心とした

若年層の俸給月額の引き上げ。

③扶養手当月額6千円を6千

5百円に引き上げ。

④勤勉手当を年間で0・05月分

引き上げ。

【討論なし・原案可決】

■村田町下水道条例の一部を改正する条例

公営企業として経営の健全化

に向けた取り組みを行い、下水

道事業及び農業集落排水事業

の経営の安定を図るために使用料

の改正を行うものです。4月1

日からの改正により、使用料が

約32・6%引き上がることとな

ります。

【討論なし・原案可決】

人事

村田町監査委員（識見を有する者の選任）
(新任)

（敬称略）

に地方交付税措置を講じない、つまり高資本対策経費が認められないこととなつた。そこで、今回

トん当たり180円から190円に平均で32・6%の値上げをするというものの。昨年4月から上水道料金が5%の値上げをしてたばかり。下水道について今回

挙にこんなにも大幅な値上げをしなくともいいのではないか。15

%から20%ぐらいの値上げ幅で150円以上になると思う。今、

町民は、国保税、水道料金、定率減税廃止に伴う住民税の値上げなどで「もう、これ以上の公共

料金や税金の値上げはご免だ」と叫んでいる。もつと値上げ幅を抑えることは十分可能ではな

いか。

私は、こんな大幅な値上げを認めるわけにはいかない。

こんなことが決定されました。

指名外し損害賠償の 調査決議を可決

指名外し損害賠償の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり指名外し損害賠償の事務に関する調査を行うものとする。

記

1 調査事項

- (1) 指名外し損害賠償に関する事項
 - (2) 村田町契約業者指名委員会の審議内容

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により委員13人で構成する指名外し損害賠償に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を指名外し損害賠償に関する調査特別委員会に委任する。

4 調查期限

指名外し損害賠償に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

裁量権の逸脱・濫用で違法と認定し、原告に一千83万円の支払を命じました。町は新たな争う理由、根拠が見出せないとして上告を断念し町の敗訴が確定いたしました。12月の議会定例会で地方自治法に基く第100条による調査特別委員会の設置を求める議案が議員提案され、提案理由の説明後、質疑、討論を経て無記名投票の結果、可否同数となり議長の裁決で可決されました。

「上違法」と認定。町に約1千83万円の損害賠償の支払いを命じた。この判決に従つて町は原告4社に対しても金員を支払っている。それをどういう権限で、100条調査委員会で調査するものか不明確だ。

2、町が、原告4社に支払った損害賠償が適切だったかどうかは、裁判所の判決に基づいて行なったことであり、これを100条調査委員会で調査することは調査になじまない。

3、村田町契約業者指名委員会の審議内容についても、すでに第1審の仙台地裁と第2審の仙台高裁の中で十分に争われている。

4、どうも、この調査委員会の目的が不明確だ。私の推測だが、1千83万円を町が支払うのはおかしい。当時の指名委員会

直し工事等による工期の延長。入札の辞退が指名回避の理由たること。そのすべてが指名回避の事由には至らないとの判断が示された。

指名外し損害賠償の調査に関する決議に対する賛成討論

復させるためにも、町民の不信感を払拭させるためにも今回の指名外しの真相を究明し、その責任がどこにあるのか、なぜこんな事になつたのか、町として求償すべきかどうかも含め、調査権のある100条調査委員会を設置しなければならない。

また、町民の方々が議長の所に来て、議会としてきちんと調

指名外し損害賠償の調査に問題ある決議に対する賛成討論
吉野 敏明 議長

私たち議会は失った信用を回復させるためにも、町民の不信感を払拭させるためにも今回の指名外しの真相を究明し、その責任がどこにあるのか、なぜこんな事になつたのか、町として求償すべきかどうかも含め、調査権のある100条調査委員会を設置しなければならない。

また、町民の方々が議長の所に来て、議会としてきちんと調査して欲しい旨の要望書が署名簿と一緒に提出された。町民の皆様の思いも理解しなければならない。

調査特別委員会を設置

指名外し損害賠償の調査に関する決議に対する反対討論

佐藤 年夫 議員

3、村田町契約業者指名委員会の審議内容についても、すでに第1審の仙台地裁と第2審の仙台高裁の中で十分に争われている。4、どうも、この調査委員会の真

直し工事等による工期の延長。入札の辞退が指名回避の理由たること。そのすべてが指名回避の事由には至らないとの判断が示された。

ズバリ

町政を問う

一般質問



沼辺足立幹線・統合小学校・請願路線の工事と来年度の財政の見通しはどうなる

佐藤年夫議員

一の①、沼辺足立幹線は、今年分の事業費は、3億円。来年度から4カ年にわたつて4億円分の事業費でやるとして、交付金事業で継続した場合と2として地方特定道路事業で実施した場合とが示された。両方を比べてみると交付金事業の方が、補助率55%、地方債が90%、補助金がゼロの地方特定道路事業よりも有利といふことで、交付金事業でできるようになりたいと要望していると説明を受けた。しかし、交付金事業の場合、今後、地方債が一般会計からの持ち出し分が4千5百万円になる。毎年4千5百万円の持ち出しが果たして大丈夫なのか。

一の②、果たして今後4カ年間、この交付金事業で毎年補助率が55%認められるのか。

二、11月9日の全員協議会で、今後の統合小学校建築についての具体的な計画が示された。当初の計画と違う点は、平成20年度から平成21年度の7月までの16か月間は、村田城二の丸跡遺構確認調査という事で、発掘調査を行い、統合小学校

町長答弁

3ヵ年間は新規事業を
一切おこなわない

一の①、沼辺足立幹線の今後
後の事業推進の見通しについて、毎年一般財源で補助金
55%の残りの45%もの持ち出しは可能なのかという質問だが、議員ご心配のとおり、現在の財政状況と行政課題を参照したときに、この財源が見当たらない。

一の②、国からの補助金が55%

町長答弁

一の①、沼辺足立幹線の今後之事業推進の見通

今後、財政が異常に厳
3カ年間は新規事業を
一切おこなわない

の新築工事は、平成21年度の9月から22年度の11月頃までかかり、約15カ月間となり、開校は予定より1年遅れて平成23年度からとなつた。今後の具体的な建築の見通しを尋ねる。

三、請願4路線の工事の見通しについて伺う。特に前の町長時代からの懸案事項であった町道寺入線と同松山寺線については、関係住民の待ちに待った路線である。この2路線を始め、同玉田線、同鶴沢天沼線の工事着手工は、果たして今年度中にやられる見通しがあるものなのかどうか、明確に答弁を求める。

四、平成20年度の財政の見通しについて伺う。

%見込まれても、その残りの分の45%について、現状の本町行政施策と財政の見通しでの負担は、余りにも大きすぎる。よつて、事業費の9割を起債し、後年度に交付税措置のある地方特定道路整備事業を選択して事業遂行を行なうものであり、ご理解願いたい。

二、統合小学校新築の今後の見通しだが、現在、基本設計の作業中である。現校舎を存続しながら、新校舎をその南側に建設し、仮設校舎を必要としない計画で検討をしている。平成20、21年度は文化財発掘の調査及び樹木、遊具等の移転、撤去関係の予算を予定している。平成21年度は、校舎建設費の全体事業費の60%、平成22年度は、残りの40%の支出を見込んでいる。尚、校舎に合わせて、給食施設、児童館等も検討しているので、設計が進み次第、説明したい。

三、請願路線4路線の工事着工の見通しについて。今月3日から5つの会場で行った行政懇談会で、町の主要課題について、町民のご理解を頂くことと、今後の町政の取り組みについてご意見を頂くものであった。いずれの会

場でも、現在の本町のきわめて厳しい財政状況をご理解いただき、学校建築が完了するまでの、今後3年間は、新規事業は取り組めない状況にあることを願つてきた。従がて、町道改良4路線については、現状における町の財政執行には、例外なき選択が求められていることをご理解いただき、3年間猶予を頂きたいと思つ。

ズバリ町政を問う

一般質問



町の課題「08年予算編成・指名外し賠償責任・統合小学校建築・谷山パーク閉鎖」

太田初美議員

1. 2008年度予算編成について

① 2008年度予算編成の基本方針と改革の重点施策を伺う。

② 2008年から2010年度までの財政中期見通しの推移を伺う。

③ 中味、マニアックな予算計上額を伺う。

④ 予算の事業配分と中味、マニアックな予算計上額を伺う。

2. 町の課題について

① 指名外し損害賠償責任について

町の敗訴を受け遅延損害金、弁護士費用その他含め、損害賠償の総額は幾らになるのか。又、これら損害賠償金の補てんはどの様に処理を行うのか伺う。

追質問1 平成17年から18年3月までの指名外しによる損害賠償額は幾らか。

追々質問2 町当局として、原因究明の調査委員会設置を検討するのか考え方を伺う。

② 統合小学校建築について
開校が2年遅れる事による耐震対策はどの様に考えるのか。又、新設校舎の概要を伺う。

追質問1 学校再編の修正、開校年度の遅れ等、統合小学校事業計画に問題はないのか。

追質問2 今後厳しい財政運営となる見通しであり、更なる行財政改革に取り組む考えである。

追質問1 平成21年度学校建築事業費の60%相当の

追々質問2 5小のプール新設、3小の体育館建築等、教育施設の事業評価を伺う。

③ 谷山ドラゴンズウォーターパーク閉鎖について

施設閉鎖に伴う遊戯施設の解体と原状復帰はどこまで行なうのか、又、管理棟の取扱い(利活用の検討・解体)はどのようにするのか伺う。

④ 駐車場の原状復帰に係る費用と計画年度を伺う。

追質問1 駐車場の原状復帰に係る費用と計画年度を伺う。

追々質問2 現在の財団管理から、民間業者委託等の公募制度は検討したのか。

追質問2 現在の財団管理から、民間業者委託等の公募制度は検討したのか。

54万7千円で、町民の皆様の税金等で充当した予算で支払い済み、又、支払い予定となつており、補てんの取扱いについては弁護士と相談しながら慎重に進めていく。

追質問1 平成17年から18年3月までの損害賠償額は現時点において計算していない。

追々質問2 調査委員会設置に付いては検討させて頂いている。賠償請求に付いても弁護士と多方面から検討させて頂く。

1. 2008年度予算編成について

① 新設統合小学校建設事業に向けた様々な準備期間と位置付けし、財源の効率的な配分を行い健全な財政運営に努めた予算編成に撤する。

② 統合小学校建築について開校が1年遅れる事による耐震対策については、平成22年度途中での完成を検討。

新設校舎の詳細は現在作業中であり、現時点の方針とし

一般財源確保を念頭におく計画とする。子供の医療費無料化に付いて段階的に取り組んで行く。その他に付いては作業を現在進めている。

町の課題について

① 指名外し損害賠償責任について

損害賠償金の総額は1千454万7千円。

損害をかけた事、町民に深くお詫びします。

追々質問2 現在の財団管

理から、民間業者委託等の公募制度は検討したのか。

54万7千円で、町民の皆様の税金等で充当した予算で支払い済み、又、支払い予定となつており、補てんの取扱いについては弁護士と相談しながら慎重に進めていく。

追質問1 平成17年から18年3月までの損害賠償額は現時点において計算していない。

追々質問2 調査委員会設置に付いては検討させて頂いている。賠償請求に付いても弁護士と多方面から検討させて頂く。

1. 2008年度予算編成について

① 新設統合小学校建設事業に向けた様々な準備期間と位置付けし、財源の効率的な配分を行い健全な財政運営に努めた予算編成に撤する。

② 統合小学校建築について開校が1年遅れる事による耐震対策については、平成22年度途中での完成を検討。

新設校舎の詳細は現在作業中であり、現時点の方針とし

て鉄筋コンクリート造3階建。

追質問1 学校再編、開校

年度について各団体と協議を重ね決定しているので問題は無かったと思う。

追々質問2 必要性、老朽化により対応しており学校施設の有効性、地域活用と

施設の有効性、地域活用と

ズバリ 町政を問う



入札制度と指名外し裁判について 当局の見解を聞く

吉野敏明議員

入札制度について

村田町はこれまで、談合問題、指名外し問題等、入札に関して多くの新聞報道がなされ、裁判を抱える町となっていました。新執行部はそれをきちんと検証し、今後、入札制度を改革しなければならないと思います。入札制度を改革する上で、町民が求めていることは大きく分けて「透明性、競争性、客觀性、公平・公正の確保」、「いい仕事をする業者が報われる制度」、「職員の意識改革を促す制度」の3点ではないかと思います。

1. 今年度の入札について、条件付一般競争入札の効果と今後の改善点があればお聞かせ頂きたいと思います。

追質問 過去4年間は落札率が90%の後半台でした。しかし本年度になつて町長が代わつて入札が行われた結果、落札率が約80%となりました。本年度の入札が仮に例年通り97%の落札であつたと仮定し、比較すると何と7千8百万も節約したことになります。また、この過去四年間の入札が本年のように約80%であつたとするると、2億円以上ものお金が節約できたことになります。この結果を見て驚きを

指名外し裁判について

うにしなければならないと思
います。職員及び指名委
員会委員のコンプライアンス
(法令順守)について指名委
員長としてどのような考え方
か。

町長答弁

2.上告を断念した理由を聞かせ頂きたい。

追質問 法令順守について
は当然指名基準を遵守、
公平・公正に格付け基準・
事成績・手持ち工事等を考慮
案し指名する。当然、職員
意識改革にも努める。

大限尊重し司法における最終判断を仰ぐべきと判断し検討したが、弁護士の所見として仙台高裁において損害額を除いた町の主張すべてが退かれ、さらなる上告に

の仙台高裁判決が10月31日に言い渡されました。

1.今回の仙台高裁の判決を受けて、町当局の見解をお聞かせ頂きたい。

家賠償法上違法たるを免れない」と判断されたものであり、町の事実上の敗訴であります。

となつていました。新執行部はそれをきちんと検証し、今後、入札制度を改革しなければならないと思います。入札制度を改革する上で、町民が求めていることは大きく分けて「透明性、競争性、客觀性、公平・公正の確保」、「いい仕事をする業者が報われる制度」、「職員の意識改革を促す制度」の3点ではないかと思います。

1. 今年度の入札について、条件付一般競争入札の効果と今後の改善点があればお聞かせ頂きたいと思います。

平成17年2月に、佐藤前町長の時期に、従前は村田町から指名競争入札における指名や随意契約による受注を比較的多数受けていた原告4社が、突然指名から外され始め、特に佐藤前町長2期目に入つた平成15年ころ以降は指名がゼロになるという事態が発生した。原告4社に関しては指名停止の該当理由もなく、また指名停止にかかる手続きもまったくされないまま事実上指名がゼロの状態が長期に渡つて続いた為、原告4社は村田町により違法・不当な指名外しが行われたものとして損害賠償請求と/or形で司法判断を仰いだ。平成19年5月に仙台地方裁判所において判決が言い渡されたが、それに不服として仙台高等裁判所に控訴し、そ

追質問 法令順守については当然指名基準を遵守し公平・公正に格付け基準・丁事成績・手持ち工事等を勘案し指名する。当然、職員の意識改革にも努める。

指名除外裁判について

1.仙台高等裁判所においての判決では、町が主張した指名回避に至る理由及び根拠は全て退かれ「社会通念上著しく妥当性を欠くので、指名委員会の裁量権を逸脱又は濫用したものとして国

ズバリ町政を問う

一般質問



安心安全に向けて消防団の体制強化と自主防災組織の結成促進を

村上 登議員

1. 消防団の活性化と自主防災組織
大きな地震が発生すれば、道路や橋の崩壊そして電気や水道の供給が停止し、家屋の倒壊や火災が発生し消防隊や救急隊の現場到着が遅れ大きな混乱になると是過去に発生した地震の教訓である。町の消防団員は、生業を営む傍ら郷土愛の精神で、日夜、あらゆる灾害や大きな山火事に身を挺して活動され地域の皆さんを守っている安心・安全の重要な要である。消防団を充実・活性化させ更には高齢化対策を推進することは防災行政の重要な課題であると思う。また、これから高い確率でやつてくると言う宮城県沖地震や大きな災害から地域の皆さんを守り被害の軽減を図るために消防団と緊密な連携を持つた地域の自主防災組織体制作りが重要であると思う。そこで伺う。

- ①現在の消防団員数と年齢構成について
- ②消防団の活性化並びに高齢化対策について
- ③地域毎の自主防災組織の結成状況について

2. 住宅用火災警報器の設置状況
火災による焼死事故の多くは、火災発見が遅れ、煙や炎にまかれたり、逃げ場を失ったことによるものである。火災から自らの命を守るには、1分1秒でも早く火災を覚知し、速やかに避難したり、消火活動を始めなければ大事に至る。そこで伺う。

①町営住宅の住宅用火災警報器の設置状況について
②町内の住宅用火災警報器の設置状況について

- ①町営住宅の住宅用火災警報器の設置状況について
- ②町内の住宅用火災警報器の設置状況について

3. 狹隘な町道の改修について

道路は生活に必要なものであると同時に、火災や救急等の災害時には、地域の皆さんの生命や財産を守るのも道路である。道路が狭隘で緊急車両の通行に支障があるとすれば現場到着が遅れ被害の拡大にも、救命にも大きな障害となる。そこで伺う。

①町当局では、住宅のある地域で緊急車等の通行に支障のある町道をどの程度把握しているか。

町長答弁
1. 消防団員の方々の日々の活動に深く敬意を表している。団の活性化対策については今後も幹部会等で検討して行きたい。
2. 高齢化対策、新入団員の確保については、小型動力ポンプ付積載車を導入し機動力の向上を図るとともに、新入団員の確保に努めて行きたい。
3. 町としての道路整備計画では緊急自動車通行確保を目的とした整備計画ではなく、あくまでも道路整備計画の中で緊密度・優先度を考慮した整備事業を行っております。これは各地域毎に婦人防火クラブ設置を完了したい。

②これらの道路の改修計画

町民の安心・安全を確保することは重要な責務
目標に活動を進めているところである。今後は、地域防災計画に基づき考えて行きたい。

③町としての道路整備計画では緊急自動車通行確保を目的とした整備計画ではなく、あくまでも道路整備計画の中で緊密度・優先度を考慮した整備事業を行っております。この理解願いたい。

住宅用火災警報機

ズバリ町政を問う



財政の健全化と 入札制度改革を推し進めよ

渡辺元道議員

①財政の健全化について
平成18年度の本町一般会計の収支は黒字決算であったが、実質単年度収支は8千751万1千円の赤字となつた。財政力指数は、0.442で、17年度の0.422と横ばいである。財政の指標の一つである、経常収支比率ですが、町村では75%を超えると財政の弾力性が失われると言われている。本町では89.4%という高い数値になつてゐるが、この様な数値では財政運営が困難になつてくるのではないか。次に、公債費比率だが、債務負担行為を含んだ公債費比率は、高い水準で推移している。通常15%を超えないことが望ましいと言われているが、本町は16.1%である。また、実質公債費比率については、22.3%で、17年度23.1%より0.8ポイント良くなつたものの、県内市町村で一番高い水準で推移している。通

常15%を超えないことが望ましいと言われているが、本町は16.1%である。また、実質公債費比率については、22.3%で、17年度23.1%より0.8ポイント良くなつたものの、県平均は15.3%で、18%以上で地方債発行に県の許可が必要となるのは5市町だけ。この実質公債費比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の中で、財政悪化度を測る指標の一つとされるものである。この数値は18%以下にしなければならぬ

といと思われる。いかがか。ちなみに、地方債の残高は87億346万2千円となつておる、17年度より1億6千6百31万4千円増加した。依存財源である地方交付税は年々減少しており、平成12年度の25億2300万円に比して平成18年度は17億5千8百万円と7億6千5百万円も減少している。今後も増額は見込めないと思われる。このように、本町財政は誠に厳しい状況である。そこで、「村田町行財政改革プログラム」に基づく改革を更に推し進める必要があると思われる。いかがか。

②入札制度改革について

佐藤英雄町長が就任して半年が経過した。公約である入札制度の改革はどう実施したのか、その成果を伺う。指名競争入札から意図的に外されたとして、町内建設4社が町に損害賠償を求めていた控訴審判決が確定した。仙台高裁の判決は、町の裁量権の逸脱、濫用に該当し違法と認定、賠償金を支払うよう命じた。このような指名外しは、あつてはならないことである。今後、町長はどのように対応するのか。責任の所在の糾明と、町が被った損害はどうする

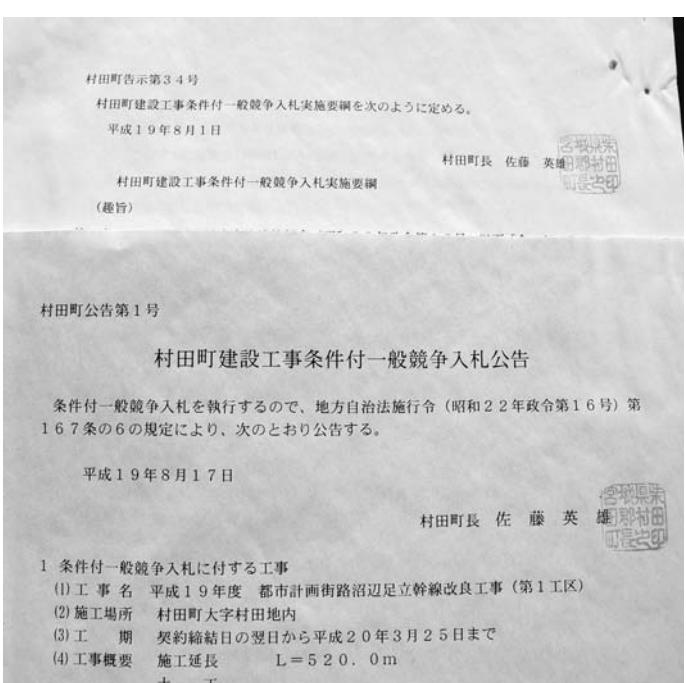
考
えか伺う。
着実に行財政改革
プログラムを進める

町長答弁

①財政力指数は、1に近いほど財政力が強いと見られてゐる。また、経常収支比率は、特に地方交付税等の減額による影響が大きく、その結果として経常収支比率の上昇となつており、引き続き行財政改革をすすめ財政の健全化を図っていく。実質公債費比率は、依然として県内市町村で一番高い比率となつてゐる。このことに付しても、各種公営企業会計に対する繰出し金の抑制や、地

方債発行の抑制を図り、出来るだけ早期に18%以下となるよう進める。村田町行財政改革プログラムについては、今後も間事業者参入の検討」及び「経費の節減・抑制」「資料料・手数料の見直し」「特別会計事業の健全化」等に検討を加え、着実にプログラムを推進していきたい。

②入札制度の改革については、条件付一般競争入札を2件実施した。今後対象工事を拡大していく。指名外し裁判について、賠償金1千4百54円は町民の税金等貴重な財源により町の予算で支払つた。



ズバリ町政を問う

一般質問



沼辺足立幹線一期工事途中での凍結は実行不可能な政策

荒井仁士議員

今日の社会は法によって規制されている。町の事務処理が法令に基づいて厳正に行われることが重要であり、行政の公平性、公正性などが確保される。

1. 都市計画街路「沼辺足立幹線」についての関連法は、「補助金に係る予算の適正化に関する法律」第1章第6章附則から成る法典がある。

街路事業は国の採択基準をクリアーした補助事業。工事途中のさなか都市計画街路「沼辺足立幹線」は、凍結するとのマニフェストが発表された。法律第3章補助事業の遂行等、第4章補助金等の返還等の適用範囲であり、補助金の返還、起債の繰上償還等をしなければ工事途中での凍結は実行不可能な政策と思われるが、凍結するとした法的根拠を伺う。

追質問 村田町補助金等交付規則の質問の答弁に対する明確な答弁がある。「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」は村田町補助金規則の上位法である。

回答を導くためで、そういうことの無いように前段で「今

日の社会は・確保される」と前提条件に掲げ、町長の同意を頂いたにも拘らず凍結との関連について答弁がなかつたので再度伺う。

凍結という文言は法律では使用されていないので法律を、公用車に関しては規則をマニフェストの作成時点で確認されておれば発生しなかつたのではないか。私はあくまで作成時点の法解釈を求めており、改正、文言の整理等を求めるのではない。これでは法令順守といわれても町職員は戸惑うばかりではないか。

2. 村田町補助金等交付規則により、厳しい町財政であるが多くの団体に補助金等を交付している。規則違反があつた場合の対応策を伺う。

私のマニフェストは、多岐にわたる約束事であり、凍結だけで支持を受けたことは考えていない。

町長答弁

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)

最終改正:平成一四年一二月一三日法律第一五二号

第一章 総則(第)
第二章 補助金等
第三章 補助事業
第四章 補助金等
第五章 雜則(第)
第六章 罰則(第)
附則

村田町補助金等交付規則

○村田町補助金等交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののが、申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本のとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、町が町以外の者に対して交付するものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

(3) 町長が指定する負担金

(4) その他相当の反対給付を受けない給付金(町長が指定するものを除く)

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる者をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 町以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、その財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的

くて、その状態でそっとする。そしてまた当然解凍することになります。第18条において2. 村田町補助金等交付規則に基づき多くの団体に補助金を交付している。同規則に違反したときは、第16条により補助金の交付決定の全部または一部を取り消す。次に、第17条により既に交付金が交付されているときは、期限を

定めてその返還を求めることがになっている。第18条において年10.95%の割合で計算した加算金を課す。

総務常任委員会

○調査結果

極めて厳しい状況にある。

(1)歳入の伸び悩み ア 町税収入の推移

自主財源のほとんどを占める町税は、年々減少している。

イ 地方交付税の推移

平成13年から算定方法の簡素化による見直しが行われ、大幅な減額になっている。

(2)歳出の増加

ア 義務的経費の増加

①人件費 効率的な行政運営により適正化に努めている。

②公債費 臨時財政対策債の発行等により増加傾向にある。

③扶助費 増加傾向にある。

イ その他の経費の増加

経常的経費(維持補修費、物件費、補助費等、繰出金)も増加傾向にある。特に補助費等は平成11年以降急激な伸びを示している。

(3)投資的経費の推移

全体的に増加傾向を示して

いる。

また再三、予算・決算の特別委員会で指摘されている収納率のアップは勿論のこと、新たな自主財源の確保のため企業の誘致などの活動を積極的に行うこと求められる。

そして、今年度において新たに国会で成立した『自治体財政健全化法』により、平成19年度決算から適用される指標の公表や設定される基準と平成20年度から適用となる財政健全化計画を考えた財政運営に努めることを要望する。

○委員会所見

本町の財政状況は、歳入では地方交付税の減額や自主財源である町税の減少また滞納額の増加(収納率の低下)などにより、年々減少傾向にあり、

産業建設教育常任委員会

○委員会所見

1.新設統合小学校事業について

これまでの経緯等の中で十分論議し統合事業計画が確定したかに思われた矢先、文化財発掘調査のため、1年間の延期が余儀なくされるに至った。

統合事業にかかる諸課題が山積しており、事業年次の延長期間をある意味では、統合という一大事業の実施に向けた準備期間と解し、万全な準備を行い、統合がスムーズに実施されるように期待する。

なお、スクールバスの運行計画については、全町的な検討を加え、また、統合後の学校名称については地区名を冠した校名のあり方について十分配慮すること。



2.生徒指導に関する状況について

いじめ等においては、現在深刻な状況は発生していないこと

のことであるが、この種の事件等の報道が多く見受けられるので、今後教職員、保護者、地域等連携しながらいじめ問題の解消に向けた更なる努力を期待する。

意見書提出

割賦販売法の改正を求める意見書

クレジット取引は、代金後払いいで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、販売業者が顧客の支払能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組となつており、クレジット会社も顧客の支払能力を超えるクレジット契約を認めるケースが多数生じ、社会問題化している。

安心・安全なクレジット取引が行われるためには、クレジット取引の中核に位置して消費者に安心・安全なクレジット取引を提供する責任のあるクレジット事業者にその責任を課す法制度を構築してクレジット被害の防止と取引適正化を実現する必要がある。

よつて、国においては、割賦販売法改正に当たつて、次の事項を実現するよう、強く要望する。

- 1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を行わないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
- 2 クレジット会社に、悪質販売行為等に対しても加盟店を調査する義務を課すとともに、販売契



提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣

提出先

面交付義務及びクーリング・オフ制度について規定すること。

提出先

個品割賦購入あっせん業者について、登録制を導入し、契約書

約が無効・取消・解除となる場合には、既払金の返還義務を含む民事共同責任について規定すること。

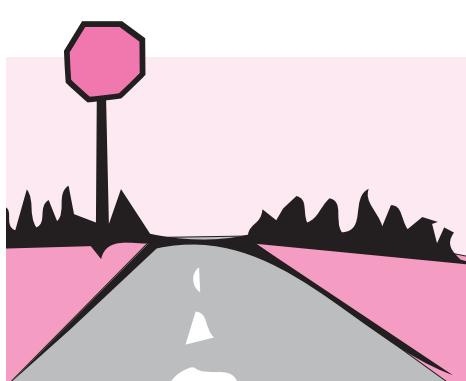
道路特定財源確保に関する意見書

道路は、地域間の交流や連携を促進させ、産業・経済・文化などあらゆる分野の振興と地方の自立的発展を図るうえで最も基本的な社会基盤であり、活力に満ちた地域経済に支えられた豊かな生活を実現するため必要な財源確保のうえ積極的に整備を推進していく必要がある。

村田町は、東北自動車道の村田インターチェンジ及び山形横断自動車道の村田ジャンクションが設置され、太平洋と日本海を結び、また空の玄関仙台空港へのアクセス、さらには国道4号及び6号並びに観光地蔵王への接続と道路網の要衝の地として道路に対する依存度は極めて高い状況にあります。

よつて、国においては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について、特段に配慮されるよう強く要望します。

- 1 活力ある地域づくりや都市づくりに向けた、広域的幹線道路網の整備を効率的・効果的に推進すること。
- 2 道路整備を計画的かつ着実に推進するため、受益者負担といふ道路特定財源制度の趣旨に反することなく、必要な財源を確保すること。
- 3 地震・台風や豪雨水害等の自然災害から、地域住民の安全・



提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
経済財政政策担当大臣

安心を確保するため、社会経済活動の基盤となる道路の防災、減災に向けた取り組みを一層強化すること。

急速に進む少子高齢化社会に対応するため、地域内外の交流・連携を支える道路整備に対し強力な支援を行うと共に、歩行空間のバリアフリー化、交通安全対策、雪寒対策など、地域の特色や事情に応じた道路整備を図ること。

議会日誌

- 11/ 1 山形県河北町議会視察来町
11/ 8 宮城県町村議會議長会広報研究会(仙台市)
11/ 9 全員協議会
11/12 宮城県後期高齢者医療広域連合議会
全員協議会(仙台市)
11/14 仙南地方町村議會議長会議(大河原町)
11/19 宮城県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会(仙台市)
11/22 総務民生常任委員会
11/27 産業建設教育常任委員会
11/29 第51回町村議會議長全国大会
～30 (東京都)
12/ 7 議会運営委員会
12/10 全員協議会
12/12 第8回村田町議会定例会(1日目)
12/13 第8回村田町議会定例会(2日目)
12/20 仙南地域広域行政事務組合議会
議会運営委員会・決算説明会(大河原町)
12/25 大河原町外1市2町保健医療組合議会
議会運営委員会・臨時会(大河原町)
仙南地方町村議會議長会議(大河原町)
12/27 仙南地域広域行政事務組合議会定例会
(大河原町)
1/10 議会広報編集審査特別委員会
1/17 仙南地方町村議會議長会常任委員長
～18 研修会(蔵王町)
1/21 全員協議会
第1回村田町議会臨時会
議会広報編集審査特別委員会
1/25 議会広報編集審査特別委員会
宮城県町村議會議長会議員講座(仙台市)
1/31 指定外し損害賠償に関する調査特別委員会



足立東地区

寒中お見舞い申し上げます

村田町議会議員一同

※ 公職選挙法により、政治家(候補予定者含む)は、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状など時候の挨拶状を出すことが禁止されております。

議会を傍聴しませんか

議会は誰でも傍聴できます(定員20人)

次の定例会は、3月6日開会予定です

詳しくは議会事務局まで TEL83-6410

いや苦勞は……！

編集後記

- ◆ 1月13日恒例の村田町成人式が、新成人男82人、女98人計180人をお迎えし、町民体育館を会場に挙行されました。
- ◆ 今年は子年、先人の言葉に穀類を食する干支の年は凶作とが無いとか? 今年こそ豊作と共に、好景気感を普段の生活で実感できるよう念じます。
- ◆ 今年も議会として、村田町伸展のため、協働の町作りに町民の皆様方と共に邁進してまいりたく存じます。
- ◆ 時節柄ご自愛の上、議会活動へご支援方お願ひ申し上げます。

◆昨年は統一地方選の年。4月に県議選、町長選があり、7月には参議院選の予定変更から町議員とのダブル選挙となってしまった。町民の方々や事務従事者の戸惑いや苦労は……！

◆1月も中旬になつてめつきり寒さが身にしみるが、アメリカのサブプライムローンの問題発生から、投機マネーが先物原油に集中しているとか？原油高の影響が様々な形で、私達庶民の生活をも圧迫しています。